



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

日本禁煙学会 緊急声明

2017年3月31日

産経新聞代表取締役社長 熊坂隆光 様
フジテレビジョン/CEO 日枝 久 様
cc 厚生労働大臣 塩崎恭久 様
cc 放送倫理・番組向上機構様
cc 一般社団法人 日本新聞協会様

「御社の世論調査および報道のあり方について」

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

記

2017年3月21日に次のようなアンケート調査が発表されました。
これはいくつか問題点を含んでおり、厳格な見直しを要すると思います。

産経・FNN合同世論調査

受動喫煙防止策は自民党たばこ議連の「喫煙・分煙・禁煙」表示案に軍配

<http://www.sankei.com/politics/news/170321/pl1703210007-n1.html>

<https://www.fnn-news.com/yoron/inquiry170321.html>

産経新聞社とFNNの合同世論調査では、他人のたばこの煙を吸い込む受動喫煙の防止対策についても聞いた。飲食店を原則禁煙とする厚生労働省案がよいと回答した人は37・6%。これに対し、店側が「喫煙」「分煙」「禁煙」を選んだ上で表示を義務付ける自民党たばこ議員連盟の対案を支持する声が60・3%に達した。厚労省と、規制に慎重な自民議連との対立が深まっているが、世論の風は対案に吹いているようだ。若い世代ほど対案がよいと考えており、10～20代は男性の77・8%、女性の66・2%。30代では男性72%、女性69・4%が支持していた。一方、60代以上（男性51・4%、女性51・6%）では厚労省案との差が6～7ポイント程度にとどまった。支持政党別でも多くの政党の支持層が対案に軍配を上げた。

Q12. 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、政府は受動喫煙対策の強化を進める方針です。レストランや居酒屋などの飲食店を原則禁煙とする案と、「喫煙、分煙、禁煙」それぞれの表示を義務づけ、選べる案とでは、あなたはどちらの案がよいと思いますか。

この記事には、いくつかの重大な疑問点があります。

まず、「全国から無作為抽出された満18歳以上の1,000人を対象に、電話による対話形式で行った」とありますが、本調査でもっとも大切な男女別、回答者の喫煙・非喫煙、年齢

層別の人数が明示されていません。記事においては質問文の記載もなく、メディア側に都合の良い結論が書いてあるだけです。

そもそもこのような電話調査は、意図的な誘導によって回答を操作できる事が知られています^{1, 2, 3)}。しかも受動喫煙防止対策に関する質問は、今回の世論調査全14問中、Q12の1問だけであり、たった1問から上記の結論を得るのは困難であると言わざるを得ません。

原則禁煙がどのような背景から求められているのかの情報（受動喫煙で年間1万5000人が亡くなっていること、国際条約やIOCの要請で禁煙環境が求められていること等）も与えられていないため、よりマイルドな選択肢に流れるのは当然のことだと思います。

同時期に約1000人規模でおこなったとされる朝日新聞と毎日新聞の世論調査では、まったく異なるデータが示されています。

飲食店の原則禁煙案、「賛成」64% 朝日新聞世論調査

2017年3月14日05時41分 朝日新聞

<http://www.asahi.com/articles/ASK3F6CRKK3FUZPS00B.html>

毎日新聞世論調査 3月14日 安倍総裁3期、賛否拮抗 原則禁煙「妥当」が多数

<http://mainichi.jp/articles/20170314/ddm/005/010/097000c>

1万人を対象におこなった川俣調査⁴⁾や朝日新聞の世論調査を見ても、この結論は喫煙・非喫煙で大きく異なり、少なくとも回答者の喫煙率を成人の喫煙率約20%になるように揃えなければ、民意を反映するものとして意味のあるデータを取ることは不可能と考えます。

このように、産経・FNN合同世論調査として、さも権威ある調査のように見せかけ、記事を都合良くふくらませているのは、まさに昨今問題となっている「フェイク・ニュース」と呼ばれても仕方がないのではないのでしょうか？

川俣調査⁴⁾によれば、実に73.1%が厚労省原案に賛成しており、飲食店従業員に限っても65.4%が賛成しています。川俣調査は産経新聞/ FNNのずさんな調査に比べて、はるかに信頼性が高いと考えられ、国民あるいは国内飲食店従業員の生の声に近いと思われます。

以上

(参考)

1) 大手マスコミの「電話世論調査」と「ネット世論調査」の結果がなぜかくも真逆なのか？

<http://www.asyura2.com/10/senkyo93/msg/512.html>

電話世論調査での世論誘導について語っています。2010.8.30

2) 日経BP 操作される世論、調査のウソを見抜く。2006.1.24

3) 岐部健生「世論調査のあり方を問う！」 マスコミ各社の発表する世論調査結果

2012.9.12 にフェイスブックで次のようなことを述べています。

「癒着していると見られるマスコミが実施した世論調査結果には、政権側に有利になるよう世論を誘導しようする意図があると考えられます。くれぐれも世論を誘導するような報道にのせられないように気をつけましょう。世論調査は、コンピュータがランダムに選んだ固定電話番号をもとにオペレーターが電話をかけて調査する「RDD」（Random Digit Dialing）という方式が主流で、2000～4000ほど抽出された対象者の中で、50～70%（55～65%）から有効回答を得ることができるに過ぎない調査なのです。日本の成人は1億人以上であることを考えると、対象者は0.002～0.004%程度に過ぎず、およそ10万人に2～4人の割合です。有効回答者は、さらに少なく0.0012%程度、およそ成人人口10万人に対して1.2人程度に過ぎません。母集団の数字に比べて非常に少ない対象で行なわれる調査ですので、統計学的な数値を導き出すことはできたとしても、本当の意味を持つ数値なのか疑問です。

現代のように多種多様な（年齢・職業・思想・価値観などなど）要素を持つ人たちで形成される社会の世論調査として、今現在行なわれている細かい対象別の世論動向など、どれほどの意味を持つかわからないのです。質問内容や質問数、オペレーター力量、集計する側の恣意的な調整（不確かな回答を都合の良いように解釈するなど）も考えられます。また、抽出される対象者は固定電話の保有者であり、固定電話を所持しない家庭が増え、家にいないことが多いサラリーマンや若年層からの有効回答は得られなくなっているのです。たとえ、20代の人から有効回答を得たとしても、固定電話を保有していない20代の人を代表する価値観や思想を持っているとは思えません。

以上

4) 川俣調査

PRESS RELEASE



九州看護福祉大学

Kyushu University of Nursing and Social Welfare

〒865-0062 熊本県玉名市富尾 888 番地

TEL 0968-75-1850(代表), FAX 0968-75-1853

HP URL <http://www.kyushu-ns.ac.jp/>

報道関係各位

2017年 3 月 24 日

九州看護福祉大学

受動喫煙防止法案（厚労省原案）に

性別・年齢・職業・業種、等に偏りなく賛成、全体で 73.1%

飲食業に従事している方々も 65.4%が厚労省原案に賛成！

九州看護福祉大学 リハビリテーション学科 川俣幹雄 教授，熊本市民病院 橋本洋一郎 首席診療部長らの共同研究グループは，日本における受動喫煙の実態および健康増進法の改正等に関する国民の意識を明らかにするために，平成 29 年 2 月 15 日から 2 月 20 日の間に，インターネットによるアンケート調査を行いました．3 月 2 日の記者会見（厚生労働省）において，他の人のタバコの煙を不快と感じる人は 82.2%に上ること，受動喫煙に曝される割合が最も高い場所は飲食店であること（62.1%）等を明らかにしました．以降，データの解析を進め特に受動喫煙防止法案（厚労省原案）に関する国民の意識について，新たに分かったことは以下の点です．



ポイント

1. 今回の私たちの研究では，受動喫煙防止法案（厚労省原案）¹⁾に賛成（合計）の人は，10051 人中 7353 人（73.1%）でした．同法案に関する国民の意識と次の 8 属性との関係について，新たに解析を行いました．
8 属性：1)性別，2)年齢，3)喫煙状態，4)職業，5)業種，6)居住地域（都道府県），7)最終学歴，8)個人年収
2. 解析には χ^2 （カイ）二乗検定とクラメルの連関係数を用いました．統計解析には専用ソフトウェア・IBM SPSS Statistics（ver.19）を用いました．その結果，厚労省原案は，喫煙状態を除く性別，年齢，職業，業種，居住地域等の 7 属性において偏りなく賛成の割合が高いことが分かりました．
3. タバコを吸わない人の同法案への賛成（合計）は 82.1%，反対（合計）は 3.2%でした．一方，タバコを吸う人の賛成（合計）は，29.7%，反対（合計）は 38.5%でした．
4. 業種別解析では，製造業，電気業等，運輸業，通信業，卸売業，小売業，飲食業，金融・保険業，ホテル・旅館業，娯楽業，医療・福祉，公務の業種全体（その他を含む 5870 人）で，同法案に賛成（合計）の人は 4090 人（69.6%）でした．
5. 上記の業種のうち飲食業における賛成（合計）は，159 人中 104 人（65.4%）でした．一方，反対（合計）は 28 人（17.6%）であり，賛成が反対を大きく上回っていました．飲食業における賛成（合計）65.4%は，上記の業種全体における賛成（合計）69.6%と大差がありませんでした．

1) 厚労省原案とは，飲食店の例外規定を設ける前の平成 29 年 1 月の新聞等での報道内容を指します．詳細は次の本文中の Q15. の括弧内をご参照ください．

1

厚労省原案に関する国民の意識と性別との関係

- 受動喫煙防止法案（厚労省原案）に関する質問内容は次の通りです．回答選択肢は表 1 をご参照ください．

・Q15. 「受動喫煙防止対策の強化ため，健康増進法の一部を次のように改正（厚生労働省案，2017 年 1 月，新聞報道）することについてどう思いますか？
“未成年者や患者が利用する小中高校，医療機関は敷地内禁煙，社会福祉施設，大学，官公庁，バス・タクシー，飲食店，ホテル・旅館，駅・ビルの共用部分，鉄道・船舶などは屋内禁煙とする．違反した場合は罰則（過料）を科すこともある．”

- 厚労省原案に関する国民の意識と性別との関係を解析したところ，次の通りでした．

表 1. 厚労省原案に関する国民の意識と性別との関係

N=10051

性別	大いに賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	大いに反対	わからない	計
男	2472 (49.7%)	898 (18.0%)	824 (16.5%)	316 (6.3%)	328 (6.6%)	133 (2.6%)	4971
女	2894 (56.9%)	1089 (21.4%)	645 (12.7%)	180 (3.5%)	117 (2.3%)	155 (3.0%)	5080
計	5366 (53.3%)	1987 (19.7%)	1469 (14.6%)	496 (4.9%)	445 (4.4%)	288 (2.8%)	10051

クramerの連関係数 $V < 0.2$

注 1) 少数点第 2 位以下を切り捨て

注 2) クramerの連関係数 V とは、2 変数間（この場合は性別と国民の意識）の関連性の強さを表す統計学的指標です。この値が 1 に近づくと 2 変数間に強い関係性があるといわれています。0.25 未満は「やや弱く関係している」（関連していない）といわれています（高橋 信, 2005）。

- 賛成（合計）は男性 67.7%，女性 78.4%でした。賛成は女性でやや高い傾向にありましたが、クramerの連関係数は 0.2 未満であり、性別に大きな偏りなく男女とも賛成のパーセンテージが高いことが分かります。

2

厚労省原案に関する国民の意識と年齢層との関係

表 2. 厚労省原案に関する国民の意識と年齢層の関係

N=10051

年齢層	大いに賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	大いに反対	わからない	計
20 歳代	587 (48.1%)	273 (22.3%)	209 (17.1%)	61 (5.0%)	37 (3.0%)	52 (4.2%)	1219
30 歳代	754 (49.7%)	306 (20.1%)	239 (15.7%)	82 (5.4%)	75 (4.9%)	59 (3.8%)	1515
40 歳代	1008 (50.5%)	370 (18.5%)	336 (16.8%)	103 (5.1%)	116 (5.8%)	62 (3.1%)	1995
50 歳代	906 (55.0%)	294 (17.8%)	231 (14.0%)	81 (4.9%)	95 (5.7%)	38 (2.3%)	1645
60 歳代	1155 (55.4%)	405 (19.4%)	263 (12.6%)	118 (5.6%)	91 (4.3%)	50 (2.4%)	2082
70 歳代	956 (59.9%)	339 (21.2%)	191 (11.9%)	51 (3.1%)	31 (1.9%)	27 (1.6%)	1595
計	5366 (53.3%)	1987 (19.7%)	1469 (14.6%)	496 (4.9%)	445 (4.4%)	288 (2.8%)	10051

クramerの連関係数 $V < 0.1$

- 賛成（合計）は 69.0% (40 歳代) から 81.1% (70 歳代) の範囲でした。クramerの連関係数は 0.1 未満であり、年齢層に偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かります。

3

厚労省原案に関する国民の意識と喫煙状態との関係

喫煙状態	大いに賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	大いに反対	わからない	計
タバコを吸う人	222 (12.8%)	293 (16.9%)	496 (28.6%)	299 (17.2%)	369 (21.3%)	52 (3.0%)	1731
タバコを吸わない人	5144 (61.8%)	1694 (20.3%)	973 (11.6%)	197 (2.3%)	76 (0.9%)	236 (2.8%)	8320
計	5366 (53.3%)	1987 (19.7%)	1469 (14.6%)	496 (4.9%)	445 (4.4%)	288 (2.8%)	10051

クラメールの連関係数 $0.5 < V < 0.6$

- タバコを吸わない人の賛成(合計)は、82.1%、反対(合計)は3.2%でした。一方、タバコを吸う人の賛成(合計)は29.7%、反対(合計)は38.5%でした。クラメールの連関係数も0.5代であり、厚労省原案に関する意識は、タバコを吸わない人と吸う人で異なりました。

4

厚労省原案に関する国民の意識と職業との関係

図1. 厚労省原案に関する国民の意識と職業の関係

N=10051

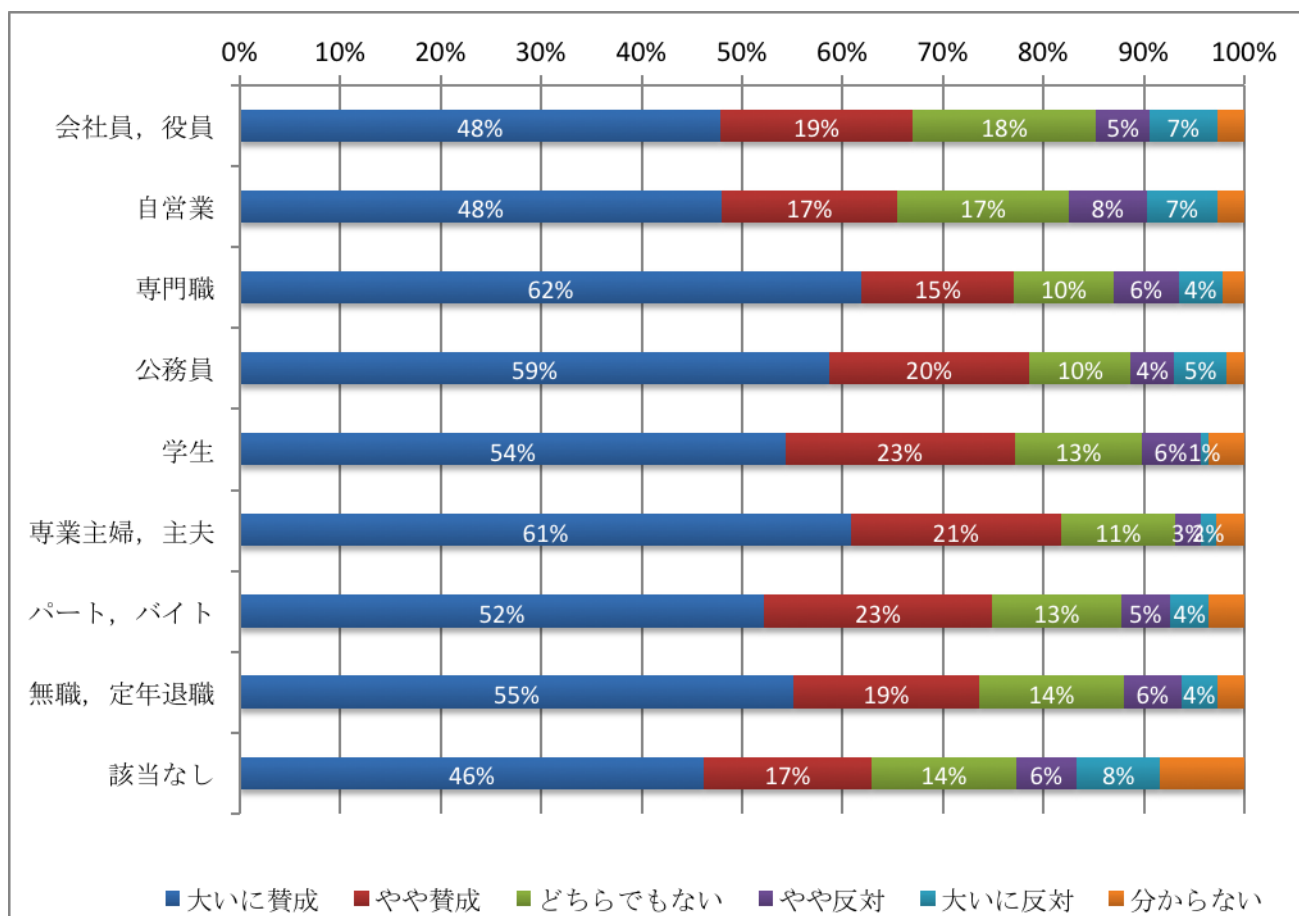


表 3. 厚労省原案に関する国民の意識と職業の関係

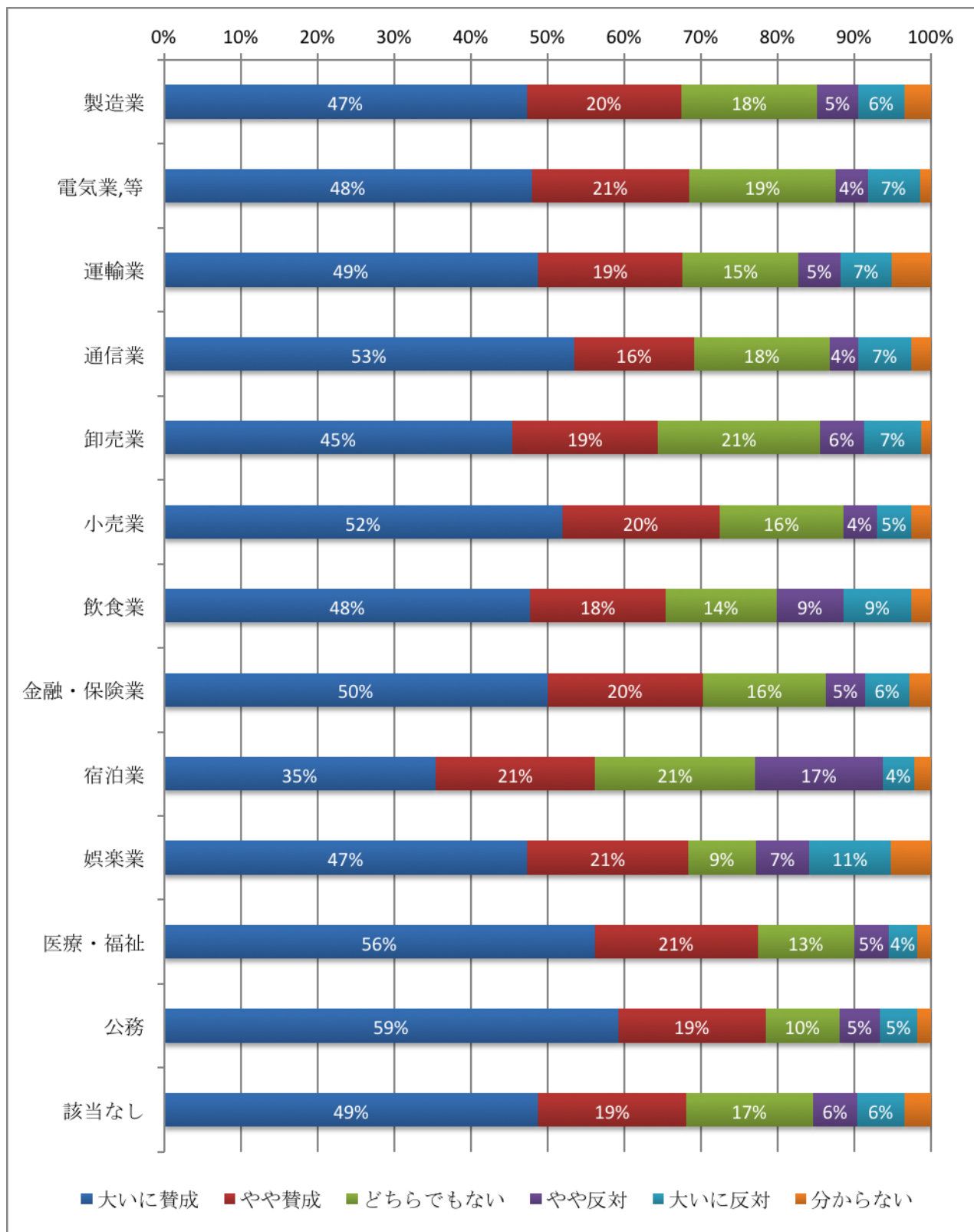
N=10051

職業	大いに賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	大いに反対	わからない	計
会社員, 役員	1485 (47.8%)	593 (19.1%)	568 (18.3%)	166 (5.3%)	207 (6.6%)	84 (2.7%)	3103
自営業	318 (47.9%)	116 (17.5%)	113 (17.0%)	52 (7.8%)	46 (6.9%)	18 (2.7%)	663
専門職	143 (61.9%)	35 (15.1%)	23 (9.9%)	15 (6.4%)	10 (4.3%)	5 (2.1%)	231
公務員	203 (58.6%)	69 (19.9%)	35 (10.1%)	15 (4.3%)	18 (5.2%)	6 (1.7%)	346
学生	138 (54.3%)	58 (22.8%)	32 (12.6%)	15 (5.9%)	2 (0.7%)	9 (3.5%)	254
専業主婦, 主夫	1320 (60.9%)	451 (20.8%)	247 (11.4%)	55 (2.5%)	34 (1.5%)	60 (2.7%)	2167
パート, バイト	728 (52.1%)	317 (22.7%)	179 (12.8%)	69 (4.9%)	53 (3.8%)	49 (3.5%)	1395
無職, 定年退職	970 (55.1%)	326 (18.5%)	253 (14.3%)	101 (5.7%)	64 (3.6%)	46 (2.6%)	1760
該当なし	61 (46.2%)	22 (16.6%)	19 (14.3%)	8 (6.0%)	11 (8.3%)	11 (8.3%)	132
計	5366 (53.3%)	1987 (19.7%)	1469 (14.6%)	496 (4.9%)	445 (4.4%)	288 (2.8%)	10051

クラメールの連関係数 $V < 0.1$

- 賛成（合計）は 62.8%（該当なし）から 81.7%（専業主婦，主夫）の範囲でした。クラメールの連関係数は 0.1 未満であり，職業に偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かります。

図 2 . 厚労省原案に関する国民の意識と業種との関係



N=5870

表 4 . 厚労省原案に関する国民の意識と業種の関係

業種	大いに賛成	やや賛成	どちらでもない	やや反対	大いに反対	分からない	計
製造業	486 (47.3%)	207 (20.1%)	182 (17.7%)	55 (5.3%)	62 (6.0%)	35 (3.4%)	1027
電気業, 等	35 (47.9%)	15 (20.5%)	14 (19.1%)	3 (4.1%)	5 (6.8%)	1 (1.3%)	73
運輸業	116 (48.7%)	45 (18.9%)	36 (15.1%)	13 (5.4%)	16 (6.7%)	12 (5.0%)	238
通信業	85 (53.4%)	25 (15.7%)	28 (17.6%)	6 (3.7%)	11 (6.9%)	4 (2.5%)	159
卸売業	110 (45.4%)	46 (19.0%)	51 (21.0%)	14 (5.7%)	18 (7.4%)	3 (1.2%)	242
小売業	251 (51.9%)	99 (20.4%)	78 (16.1%)	21 (4.3%)	22 (4.5%)	12 (2.4%)	483
飲食業	76 (47.7%)	28 (17.6%)	23 (14.4%)	14 (8.8%)	14 (8.8%)	4 (2.5%)	159
金融・保険業	106 (50.0%)	43 (20.2%)	34 (16.0%)	11 (5.1%)	12 (5.6%)	6 (2.8%)	212
宿泊業	17 (35.4%)	10 (20.8%)	10 (20.8%)	8 (16.6%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)	48
娯楽業	27 (47.3%)	12 (21.0%)	5 (8.7%)	4 (7.0%)	6 (10.5%)	3 (5.2%)	57
医療・福祉	299 (56.2%)	113 (21.2%)	67 (12.5%)	24 (4.5%)	20 (3.7%)	9 (1.6%)	532
公務	234 (59.2%)	76 (19.2%)	38 (9.6%)	21 (5.3%)	19 (4.8%)	7 (1.7%)	395
該当なし	1096 (48.8%)	433 (19.2%)	371 (16.5%)	131 (5.8%)	138 (6.1%)	76 (3.3%)	2245
計	2938 (50.0%)	1152 (19.6%)	937 (15.9%)	325 (5.5%)	345 (5.8%)	173 (2.9%)	5870

N=5870

クラメールの連関係数 $V < 0.1$

注 1) 図 2. および表 4. 中の対象者計 5870 人は, 本研究の解析対象者 10051 人から下記の人数を除いた値

無職・年金生活 1760 人, 学生 254 人, 専業主婦・主夫 2167 人, 計 4181 人

注 2) 電気業, 等: 電気・ガス・水道・熱供給業, 宿泊業: ホテル・旅館業

- 賛成 (合計) は 56.2% (ホテル・旅館業) から 78.4% (公務) の範囲でした. クラメールの連関係数は 0.1 未満であり, 業種に偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かります.
- 飲食業における賛成 (合計) は 65.4% でした. 一方, 反対の合計は 17.6% であり賛成が反対を大きく上回っていました.
- 飲食業における賛成 (合計) 65.4% は, 上記の業種全体における賛成 (合計) 69.6% と大差がありません.
- 店舗が禁煙になったら「売り上げが減る」「店が潰れる」ということを危惧し, 禁煙にすることに反対している人がいる, と言われています. しかし今回の調査において, 飲食業の方々には 159 人中 104 人 (65.4%) が, 罰則付き屋内禁煙を盛り込んだ受動喫煙防止法案 (厚労省原案) に賛成していました.

6

厚労省原案に関する意識と居住地域 (都道府県) の関係

- 表 5 (別添資料, A3 版) : 厚労省原案に関する国民の意識と居住地域 (都道府県) の関係
- 表 6 (別添資料, A3 版) : 厚労省原案に関する国民の意識と居住地域 (都道府県) の関係 (賛成 (合計) が多い順に並び替え)
- 比較対象が多いため, 適切な統計技法がなくクラメールの連関係数は算出していません.

- 賛成の合計は 63.5%（岩手県）から 80.7%（富山県）の範囲でした。順位に近い都道府県の賛成（合計のパーセンテージ）の差は 1%未満が多く、極めて近接していることが分かります（表 6）。厚労省原案は、どの居住地域（都道府県）においても、大きな偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かります。

7

厚労省原案に関する国民の意識と最終学歴，個人年収との関係

- 厚労省原案に関する国民の意識と最終学歴の関係を解析したところ、賛成の合計は 68.8%（中学（旧制小学），高校（旧制中学））から 75.5%（短大・高専，専門学校）の範囲でした。クラメールの連関係数は 0.1 未満であり，最終学歴に偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かりました。
- 厚労省原案に関する国民の意識と個人年収の関係を解析したところ，賛成の合計は 66.3%（個人年収 600 万円以上，800 万円未満）から 75.6%（200 万円未満）の範囲でした。クラメールの連関係数は 0.1 未満であり，個人年収に偏りなく賛成のパーセンテージが高いことが分かりました。（図表，略）

8

西太平洋地域諸国における受動喫煙防止法の施行状況【参考】

表 7. 西太平洋地域諸国における受動喫煙防止法の施行状況

(26 か国)

国	屋内での喫煙禁止 ¹⁾	法的禁止の有無	屋内禁煙の場所		
			官庁施設	医療機関	教育機関 (大学を除く)
オーストラリア連邦	Yes	Yes [※]	○	○	○
ブルネイ・ダルサラーム国	Yes	Yes	○	○	○
カンボジア王国	Yes	No	○	○	○
中華人民共和国 [#]	Yes	Yes [※]	△	○	○
クック諸島	Yes	Yes	○	○	○
フィジー共和国 [#]	Yes	Yes	○	○	△
日本	No	No	×	×	×
キリバス共和国	Yes	Yes	○	○	○
ラオス人民民主共和国	Yes	Yes	○	○	○
マレーシア	Yes	Yes	○	○	○
マーシャル諸島共和国	Yes	Yes	×	○	○
ミクロネシア連邦	Yes	Yes	○	○	△
モンゴル国	Yes	Yes	○	○	△
ニュージーランド	Yes	Yes	○	△	○
ニウエ	No	No	×	×	×
パラオ共和国	Yes	Yes	○	○	○

パプアニューギニア独立国	Yes	Yes	○	○	○
フィリピン共和国	Yes	Yes	○	○	○
大韓民国	Yes	Yes	○	○	○
シンガポール共和国	Yes	Yes	○	○	○
ソロモン諸島	Yes	Yes	○	○	○
トンガ王国	Yes	Yes	○	○	○
ツバル	Yes	Yes	△	△	△
バヌアツ共和国	Yes	Yes	△	△	△
ベトナム社会主義共和国	Yes	Yes	○	○	○

- 出典：WHO FCTC Implementation Data Base,
<http://apps.who.int/fctc/implementation/database/>
- WHOの世界地域分類で西太平洋地域に属する27か国から2014年以降のFCTC履行状況報告書が存在する26か国を抽出して作表（Samoaは報告書が存在なかったため除外）
注1）屋内の職場，公共交通機関，公衆が利用する屋内の場所等での喫煙禁止
注2）[○] 完全禁煙，[△] 部分禁煙，[×] 規制なし
※）は州法，他の[Yes]はすべて国法または国法と州法の併用，#）は2016年度の報告書，他はすべて2014年度のもの

【倫理委員会の承認，等】

九州看護福祉大学 共同研究審査委員会 採択研究（承認番号：H29-2N），研究助成金：同大学共同研究費，
同大学 倫理委員会承認（承認番号：28-033）

【共同研究者】

- 橋本洋一郎（熊本市市民病院 首席診療部長・神経内科部長）
- 高野義久（たかの呼吸器科内科クリニック 院長）
- 名幸久仁（山鹿市民医療センター 医療技術部臨床工学科長）

【連絡先】

- 九州看護福祉大学 リハビリテーション学科
- 川俣 幹雄
- 〒865-0062 熊本県玉名市富尾 888 番地
- TEL：0968-75-1825(直通)，FAX：0968-75-1825
- E-mail：kawamata@kyushu-n.s.ac.jp